

鹿児島工業高等専門学校不動産管理規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に所属する不動産の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、法令に別段の定めがあるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（以下「機構不動産管理規則」という。）及びこの規則の定めるところによる。

(管理の機関)

第2条 機構不動産管理規則第9条の規定により、本校における不動産管理役及び不動産管理役代理とする職位は、別表1のとおりとする。

(不動産の監守)

第3条 不動産管理役は、本校職員のうちから不動産監守者（以下「監守者」という。）を定め、その所属する不動産を監守させなければならない。

2 不動産管理役は、本校職員のうちから不動産補助監守者（以下「補助監守者」という。）を定め、監守者の行う事務を補助させなければならない。

3 不動産管理役は、本校職員のうちから火気取締責任者を定め、当該監守者の事務のうち特に火気取締りについての事務を補助させることができる。

4 監守者及び補助監守者を定める基準は別表2のとおりとする。

(不動産の監守計画)

第4条 不動産管理役は、本校所属の不動産について監守計画を定め、その管理する不動産を監守者に監守させなければならない。

(監守者等の責務)

第5条 監守者及び補助監守者は不動産管理役の指揮監督を受け、その監守する不動産について次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 不動産の利用状況の点検
- (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガス器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具の点検
- (6) 防火用水の点検
- (7) 避雷装置の点検
- (8) 屋根及びといのき損状況の点検

- (9) 給排水施設の点検
 - (10) 土地の境界線標その他標識類の点検
 - (11) その他監守上必要と認める事項
- 2 建物等の鍵の取扱いについては別に定める。

(監守者等の報告)

第6条 監守者は、その監守する財産について異常を認めたときは直ちに適切な措置を講ずるとともに文書を以って不動産管理役に報告しなければならない。

- 2 監守者は、その監守する不動産について修繕等を行う必要が生じたときは建物等営繕依頼書（別紙様式第1号）を不動産管理役に提出しなければならない。

(建物の居住禁止)

第7条 本校所属の不動産である建物には、宿舎及び寄宿舎を除くほか、何人も居住させることができない。ただし、不動産の管理上必要がある場合はこの限りでない。

(教職員・学生等の義務)

第8条 教職員、学生及び本校の建物等の使用を認められた者は、本校の規則を誠実に遵守するとともに、不動産管理役及び監守者において建物等の管理上必要と認めて発する指示に従わなければならない。

(貸付手続)

第9条 不動産の貸付手続については、機構不動産管理規則の定めるところによる。

(掲示手続)

第10条 掲示等の手続については、別に定める。

(商品等の移動販売等の手続)

第11条 商品等の移動販売等の手続については、別に定める。

(校内立入りの規制)

第12条 不動産管理役は校内において、次の各号の一に該当する行為が行われる恐れがあると認めるときは、校内（校内の特定の場所を含む。以下本条において同じ。）への立入りの規制を行うとともに、これらの行為が行われた場合において、校内から退去を命ずるものとする。

- (1) 教職員及び学生に面会を強要すること。
- (2) 銃器、凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとするとき。

- (3) 不動産及び物品を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為を行う恐れがあると判断したとき。
- (4) 本校の正常な運営に支障を生じさせる恐れがあると認められる文書・図面等を配布し若しくは掲示、又はこれらの行為を行う恐れがあると判断したとき。
- (5) 多数集合し、放歌又は高唱し（拡声器等を使用する場合も含む。）、又はこれらの行為を行う恐れがあると判断したとき。
- (6) 座り込み、その他交通の妨害になるような行為をし、又はこれらの行為を行う恐れがあると判断したとき。
- (7) その他校内の秩序をみだし、若しくは教職員及び学生の安全を脅かすような行為をし、又はこれらの行為を行う恐れがあると判断したとき。

(学寮の管理)

第13条 学寮の管理については、この規則に定めるもののほか、学寮に関する規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校国有財産取扱規則、鹿児島工業高等専門学校体育施設一時使用規則及び鹿児島工業高等専門学校庁舎管理規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

不動産管理役及び不動産管理役代理

不動産管理役	不動産管理役代理
総務課長	学生課長

別表 2 (第 3 条関係)

不動産監守者及び同補助者指定基準

	監守区域	監守者	補助監守者
総務課に属する区域	校長室、事務部長室、湯沸室及び女子更衣室、総務課事務室、会議室、事務用電算室	総務課長	総務係長
	電話交換室		施設係長
学生課に属する区域	学生課事務室、湯沸室	学生課長	学生係長
	会議室、教員連絡室、非常勤講師室、JABEE 資料室		教務係長
	寮務係事務室 (学寮)		寮務係長
	図書情報係事務室 (グローバルアクティブラーニングセンター (図書部門))		図書情報係長
技術室に属する区域	技術室	技術長	担当職員のうちから指定する者
リベラルアーツ系に属する区域	教室	学生課長	教務係長
	教員研究室、実験室、準備室	リベラルアーツ系長	担当教員
類に属する区域	教員研究室	学科長	担当教員又は職員のうちから指定する者
	実験室、実習室、準備室、器材室、暗室、コピー室、コンピュータ室、資料室、工作室、ゼミナール室		
グローバルアクティブラーニングセンター (ICT 部門)	(機械室を除く。)	グローバルアクティブラーニングセンター長	
グローバルアクティブラーニングセンター (図書部門) (図書情報係事務室、教員室を除く。)	閲覧室、書庫、講義室倉庫、ラーニングコモンズ、学年横断学科縦断講義室	グローバルアクティブラーニングセンター長	図書情報係長
	ICT 実習室		担当教員

監守区域		監守者	補助監守者
福利厚生に関する区域	福利施設、更衣室、シャワー室、器楽練習室	学生課長	学生係長
車庫	車庫	総務課長	用度係長
守衛室			総務係長
寄宿舎（学生寮）地区	寮室、食堂、厨房、浴室、多目的ホール、会議室	寮務主事	寮務係長
設備室	ポンプ室、廃水処理施設、ボイラー室、設備室、ボンベ室、機械室、エレベータ室、受電室、電気室	総務課長	施設係長
屋内運動場	体育館、武道館	学生主事	担当教員、担当係長又は職員のうちから指定する者
屋外運動場	陸上競技場、ラグビー場、サッカー場、野球場、ハンドボール場、プール、ゴルフ練習場、テニスコート		
屋外運動場付属施設	体育器具庫、プール附属屋、屋外便所、射場		
共通	倉庫、物品庫、資料室、燃料庫	類長又は担当課長	
	その他の共通の用に供するもの（便所、洗面所、廊下、ホール等）		
その他	自転車置場	学生課長	学生係長
	ゴミ置場	総務課長	用度係長
	土地、樹木、門、囲障、他		施設係長
地域共同テクノセンター	試作実験室、コンプレッサー室、男女便所、共同研究・受託研究室、分析・解析室、相談室、情報処理室	地域共同テクノセンター長	担当教員、担当係長又は職員のうちから指定する者
1号棟（専攻科棟）	展示室、建設工学専攻実験室（1）（2）、解析室、ゼミナール室	専攻科長	